

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ①三和シャッター工業(株)
②文化シャッター(株)
③東洋シャッター(株)
業者の住所 : ①東京都板橋区新河岸2-3-5
②東京都文京区西片1-17-3
③大阪府大阪府中央区南船場2-3-2
南船場ハートビル12階
- 2 指名停止措置の期間 : 平成22年 8月 5日~平成22年11月 4日(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要

公正取引委員会は、シャッターの製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成22年6月9日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

5 指名停止措置理由

上記業者が、公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026